

短期入所 併設型ユニット型短期入所生活介護費 I ご利用料金

①介護保険給付サービス費（併設型ユニット型短期入所生活介護費I）

要介護度		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1日あたりの単位数						
施設サービス費		704	772	847	918	987
加算	サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	18	18	18	18
	看護体制加算Ⅰ	4	4	4	4	4
	夜勤職員配置加算Ⅰ	18	18	18	18	18
	機能訓練体制加算	12	12	12	12	12
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	合計単位数に14%を乗じた単位数				
1ヶ月（30日）の合計単位数		862	939	1,025	1,106	1,184
1ヶ月（30日）の合計単位数（円） 1割負担の方		890	969	1,058	1,142	1,223
1ヶ月（30日）の合計単位数（円） 2割負担の方		1,780	1,939	2,117	2,284	2,446
1ヶ月（30日）の合計単位数（円） 3割負担の方		2,671	2,909	3,176	3,427	3,669

※地域加算（6級地のため）合計単位数×10.33円の1割又は2割、3割負担となります。

※上記加算以外の送迎加算（片道184単位）、療養食加算（1食当たり8単位）、緊急受入加算（利用日数÷3×90単位）（1日つき200単位）、などが加算になる場合があります。

※看護体制加算、サービス提供体制加算は職員の人数により加算を算定できない場合もあります。

②自己負担額

負担段階	滞在費	食費	合計
第4段階	2,260	2,050（朝560 昼810 夜680）	4,310
第3段階②	1,370	限度額1,300（朝374 昼554 夜464）	2,670
第3段階①	1,370	限度額1,000（朝374 昼554 夜464）	2,370
第2段階	880	限度額600（朝374 昼554 夜464）	1,480
第1段階	880	限度額300（朝374 昼554 夜464）	1,180

※上記以外に、日常生活費（理美容代等）、各種予防接種などは実費となります。

①+②＝合計日額利用料

1割負担の方						
利用者負担段階	要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	第4段階	5,200	5,279	5,368	5,452	5,533
	第3段階②	3,560	3,639	3,728	3,812	3,893
	第3段階①	3,260	3,339	3,428	3,512	3,593
	第2段階	2,370	2,449	2,538	2,622	2,703
	第1段階	2,070	2,149	2,238	2,322	2,403

2割負担の方						
利用者負担段階	要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	第4段階	6,090	6,249	6,427	6,594	6,756
	第3段階②	4,450	4,609	4,787	4,954	5,116
	第3段階①	4,150	4,309	4,487	4,654	4,816
	第2段階	3,260	3,419	3,597	3,764	3,926
	第1段階	2,960	3,119	3,297	3,464	3,626

3割負担の方						
利用者負担段階	要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	第4段階	6,981	7,219	7,486	7,737	7,979
	第3段階②	5,341	5,579	5,846	6,097	6,339
	第3段階①	5,041	5,279	5,546	5,797	6,039
	第2段階	4,151	4,389	4,656	4,907	5,149
	第1段階	3,851	4,089	4,356	4,607	4,849

介護保険給付サービス費 詳細

ユニット型介護福祉施設サービス費Ⅰ（利用料金表の①介護保険給付サービス費の施設サービス費です。）

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1日あたりの単位数	704	772	847	918	987

看護体制加算Ⅰ	常勤の看護師を1名以上配置した場合は、1日当り4単位が加算になります。
サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60％以上である場合に、1日当り18単位が加算されます。
夜勤職員配置加算Ⅱ	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っている場合、1日当り18単位が加算となります。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護業務に直接従事する職員の待遇改善を目的とした加算です。介護職員の賃金改善や職場環境の整備を支援するために、国から事業所へ資金が支給されます。具体的には、介護職員のキャリアアップ支援や職場環境の改善など、職員の働きやすさを向上させる取り組みを行なった事業所に対して、月の合計単位数に14%を乗じた単位数が加算となります。
送迎加算	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して送迎を行う場合、片道につき184単位が加算となります。
療養食加算	利用者の病状等（糖尿病・腎臓病・肝臓病・貧血等）により、医師の指示で病状に対応した治療食が提供される場合、1食当り8単位が加算となります。
緊急短期入所受入加算	居宅のケアプランで計画されていない緊急での利用の場合に1日90単位(最大7日間) が加算となります。
機能訓練体制加算	専従の機能訓練指導員を1名以上配置した場合に、1日につき12単位が加算となります。
個別機能訓練加算	利用者に対して個別機能訓練計画書を作成し、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練を提供し、3か月ごとに評価を行っている場合に、1日56単位が加算となります。
若年性認知症利用者受入加算	65歳未満の若年性認知症利用者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供し、その評価を行った場合には1日当り120単位が加算になります。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が認知症の行動・心理症状と認め、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所を利用することが適当であると判断した利用者に対し、介護サービスを提供した場合は、利用開始日から起算して7日を限度として、1日当たり200単位が加算となります。

その他の費用に関して

理髪代金	カット 1,830円 毛染め 6,100円 パーマ 7,250円
電気器具使用料（1器具）	設備品以外の電気具を使用される場合、1日あたり50円いただきます。
各種予防接種料 実費相当額	市町村からの補助により費用が異なる場合があります。